

## 第11章 国立大学予算の配分システム - 米・英の経験と日本への援用 -

吉田 香奈（山口大学）

### 1. はじめに

本稿は、国立大学の法人化により大幅な制度改革が予定されている予算配分システムに注目し、諸外国の経験を踏まえながら、新配分方式の特色と課題について検討を行うことを目的としている。

これまで国立大学予算は支出の細目を定めた項目別予算(Line Item Budgeting)の形式で実施され、項目間の移流用や年度繰り越しが不可能であったため、非常に硬直的であると批判を受けてきた。そこで、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議の最終報告書(2002)では、大学の自主性・自律性の向上の観点から配分した交付金については渡し切りとし、各大学で弾力的に執行できるいわゆるブロックグラントの導入が提言されている。

また、これまで国立大学の予算は教官数や学生数による積算などで配分額が決定されてきたが、このような客観的指標に基づく予算がある一方で、大学からの要求に対してその内容や実績を文部科学省側が考慮・評価して配分を決定する予算もまた存在してきた。そこで、予算配分における透明性を確保し、各大学の自主性・自律性の向上を図り、特定の事業の実施に適切に対応していくために以下のような運営費交付金の算出方法の導入が勧告され、さらに、2002年10月、文部科学省よりこの方針を具体化した暫定案が発表されている(文部科学省 2002)。

標準運営費交付金 = 学生数等客観的な指標に基づく各大学に共通の算定方式により算出された標準的な収入・支出額の差額 管理運営に必要な経費, 学部・大学院学生等の教育に必要な経費, 研究に必要な経費, 学生支援に必要な経費より構成。

標準運営費交付金 = ( + + + ) - ( 入学料収入 + 授業料収入 + 宿舍料収入 + 学生寄宿料収入 )

特定運営費交付金 = 客観的な指標によることが困難な特定の教育研究施設の運営や事業の実施に当たっての所要額。 管理運営に必要な経費, 特別事業に必要な経費, 附属病院の運営等に必要な経費, 附置研究所の運営等に必要な経費, 附属施設の運営等に必要な経費より構成。

特定運営費交付金 = { ( + ) - ( 入学検定料収入 + その他事業収入 ) } + { - ( 患者診療収入 + 患者診療収入以外の事業収入 ) } + { - 自己収入 } + { - 自己収入 }

運営費交付金 = 標準運営費交付金 + 特定運営費交付金

なお、ここにあげた算定式は単純化したものであり、実際には個別経費の算定の段階で消費者物価指数や様々な調整・政策係数が乗じられ、複雑なものとなっている。また、各事業経費を算出する際は客観的指標(学生数, 教員数, 職員数, 学種, 分野等)が用いられる予定だが、まだ検討中とのことであり具体案は明らかにされていない。これらは各大学・部局の業務の規模や教育条件を規定する基礎的な要素であり、運営費交付金等の算定の際の基本的な根拠となることから、具体的な方法が明ら

かになれば大学はあらかじめ中期計画に記載し、国の認可を得ることになる。

では、諸外国では政府の交付金はどのような方法で大学に配分されているのであろうか。今回のような客観的指標による交付額の算定はすでに欧米で導入されており、特にアメリカは半世紀にわたる長い歴史を有している。客観的指標にはフルタイム換算学生数が基本的に用いられるが、学生現員数、教員数、外部資金受入額、授業料収入額などが用いられることもある。また、学生の専攻、学年、大学のタイプによって補正が行われる場合もある。また、イギリスにおいても教育経費はフルタイム換算学生数を基礎として積算されており、専攻、学年、就学形態、大学の立地等によって補正が行われている。研究経費については研究員数を基礎として積算され、徹底した算定式利用の方針がとられている。

そこで、まず、アメリカとイギリスの事例を取り上げ、どのような経費にいかなる算定式が利用されているのか、また、そのメリットやデメリットは何であるかを検討した上で、この方式を日本の現行予算の配分に援用した場合、どのような状況が生じるのかについて具体的なデータから検討を行っていくこととする。

## 2 諸外国の交付金算定方式

### 2-1 アメリカの動向

アメリカでは、大学への州交付金の算定式(funding formulas)の使用は第二次大戦後のテキサスで初めて実施され、続いてカリフォルニア、インディアナ、オクラホマで開始された。1964年時点では16州(アラバマ、カリフォルニア、コロラド、フロリダ、ジョージア、インディアナ、ケンタッキー、ミシシッピ、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースカロライナ、オハイオ、オレゴン、テネシー、ワシントン、ウィスコンシン)が予算編成・配分過程におけるいずれかの時点で算定式を用いており、1973年には25州、1984年には36州に増加した。しかし、1990年代に入ると徐々に減少し、1992年には32州、1996年には30州へと低下している。これまで、特にアメリカ南部の州(ノースカロライナ除く)では算定式が広く利用されてきたが、1996年時点ではアーカンソーとバージニアの2州が使用を中止している(Mckeown 1996)。

テキサスでは、第二次大戦後の急激な入学者増によって州立大学予算が不足し、各大学からの予算要求に対応を迫られた州議会が合理的な予算配分手法を必要としたことが算定式開発の契機になったとされる。まず、1951年に教員の仕事量(workload factors)を指標とした教員給与の算定式が開発され、1957年には大規模な調査に基づき改訂が行われた。1958年以降は費用調査委員会(cost study committee)が設置され、教員給与、一般管理費、図書館費、施設維持費(building maintenance)、管理サービス(custodial services)の5つの算定式を採用することが勧告され、1961年には、組織的研究(organized research)と学部管理費(departmental operating costs)の2つがさらに算定式に加えられた。1996年時点では、13の算定式が使用されている。

また、他州においても算定式開発のために様々な情報の収集やデータの整備が行われてきた。しかし、開発には長い時間と資金がかかること、学生の専攻・学年によるコストの違いを計算できるよう

な会計処理の仕組みがないこと、教員の教育・研究・社会サービス活動を会計上分離することが困難であるという理由などから、州独自の算定式を開発するよりはむしろ既存の他州の方式を導入して州の実状に合うように改良するほうが好まれる傾向にあったという。

このように、アメリカでは約半世紀の間に算定式の利用が広がってきたが、その理由はどこにあるのだろうか。その最も良い点は客観的な指標に基づいて予算を公平に配分できるところにある。そのため、予算獲得をめぐる政治的争いや大学のロビイングを減じることができ、また、政策担当者にとっては比較的単純で理解しやすいというメリットがある。一方、そのデメリットとしては、客観的指標は量的指標であって、プログラムの質を測定できない点があげられる。例えば、ある大学では非常に優れた教育活動を行っているが、他の大学ではそうでない場合でも、学生数等の客観的指標によって均等に予算が配分されることになる。このため、質を高めようとするインセンティブが働きにくい。また、入学者の突然の減少に対応できないことや、学生のニーズの変化、新しいプログラムの創設への対応にも不十分である点も指摘されている。さらに、算定式自身が歴史的な費用データに基づいて開発されたものであるために、算定式導入以前から存在する予算配分の不公平性を持続させる可能性も指摘されている(Layzell 1990, Meisinger 1994, Mckeown 1996)。

では、次に算定式がどのような経費の算出に利用されているのかをみてみよう。一般に、州立大学の支出費目は 教育経費、研究経費、社会サービス経費、教育研究支援経費(academic support)、管理経費(institutional support)、学生サービス経費、奨学経費、施設維持費(operation and maintenance of plant)、附属病院経費、付随的事業費(auxiliary enterprises)、移転支出(Mandatory Transfers)から構成されている。ただし、～へは州交付金が配分されるが、～については一般に配分は行われていない。算定式は前者について開発され、各州で使用されている。例えば、1996年の段階で から のすべての項目に対して算定式を用いている州にはケンタッキー州、メリーランド州、ミシシッピ州、オクラホマ州がある。また、いくつかの項目を組み合わせると一つの算定式で計算している州もあり、その利用状況は州によってかなり異なっている。

なお、算定式を用いた州交付金額の算出は大きく分けて3つのパターンがある(Moss & Gaitner 1976)。  
客観的指標×定額方式(rate-per-base factor unit)・・・履修単位数(credit hour、フルタイム換算学生数の決定にも使用)、学生現員数(head count)、教員数(フルタイム換算学生数/フルタイム換算教員数で決定)、面積(square footage of acreage)などの客観的指標に単位費用(unite rates)を掛け合わせて交付額を算出するもの。単位費用は一般に費用分析(cost study)によって事前に決定されており、単価が一定の場合と専攻分野、学年、大学のタイプによって異なっている場合がある。後者のタイプが多い。

客観的指標×定率方式(percentage-of-base factor)・・・客観的指標を教育経費、教員給与、外部資金受入額、授業料収入などとし、これに定率を掛け合わせて交付額を算出するもの。例えば、学生の奨学経費を授業料収入と関連づけておき、授業料収入額の3割を奨学経費として交付するなど。

客観的指標×定額方式(人件費)(base factor-position ratio with salary rate)・・・教職員の

職階別人数に職階別給与単価を掛け合わせて交付額を算出するもの。職階別人数は学生数、履修単位数などとの関係で決定される。例えば、学生教員比に基づく教員数、学生履修単位数に基づく教員数など。算定式の中では最も複雑な計算を伴う。

以上の3つの算定式のパターンを上記の支出費目 ~ に適用した場合、様々な組み合わせがあるが、以下に典型的な事例をあげてみよう (McKeown 1996, 国立学校財務センター 2001, 2002)。なお、かっこ内の数字は 1996 年段階で算定式を使用している州の数である。

教育経費・・・学生の教育に係る経費(29州)

= 専攻別・学年別学生数 × 定額, 分野別教員数 × 分野別平均教員給与 (教員数はフルタイム換算学生教員比で決定, フルタイム換算学生数は履修単位数で決定)

研究経費・・・研究に係る経費(17州)

= 教員数 × 定額, 前年受入外部研究資金 × 定率

社会サービス経費・・・学外の個人・団体に対するサービスに係る経費(12州)

= (教育経費 + 教育研究支援経費) × 定率, 前年度社会サービス経費 × 定率

教育研究支援経費・・・大学の教育, 研究, 社会サービスを支援する業務に係る経費。図書館, 博物館, 美術館, メディア・テクノロジー, 教育研究支援事務, カリキュラム開発など(27州)

= 学年別履修単位数 × 定額, 教育経費 × 定率

学生サービス経費 = 正課外教育活動を通じた学生生活の支援に係る経費。学生組織, カウンセリング, アドミッションオフィス, 奨学業務など(25州)

= 学生現員数 × 定額

管理経費・・・大学の中央部で行う管理, 会計, 人事等に係る経費(26州)

= 基礎額 + 学生数 × 定額, 教育及び一般支出経費 × 定率, 専攻別学生数 × 定額

奨学経費・・・学生の奨学金, 授業料・納付金減免に係る経費(5州)

= 授業料収入 × 定率

施設維持費・・・施設の維持・管理に係る経費(25州)

= 鉄筋建物面積 × 定額 + 煉瓦・石造建物面積 × 定額

このように、一つの経費を取り上げてみても定額方式を採用する州と定率方式を採用する州があり、また、客観的指標も人に関する指標と資金に関する指標があるため、どのパターンを採用するかは州によって異なっている。ただし、教育経費と学生サービス経費は先にあげた ~ のパターンのうちのどちらかまたは双方を用いる州が多く、奨学経費はすべての州で ~ のパターンとなっている。その他の経費は ~ のいずれかまたは2つの組み合わせで実施されている。

しかしながら、先にもふれたとおり、交付金の配分額算出に算定式を用いる州は近年徐々に減少している。その代わりに対前年度比の増分主義的な予算編成へと移行する傾向にある。例えば、カリフォルニア州では、1995-96年度より州知事とカリフォルニア大学の間で「コンパクト」(現在は「パー

トナーシップ」と呼ばれる4年間の協定を結び、前年度交付金総額に定率をかけた額を増額分として毎年配分する方法をとっている(University of California Office of the President 2001)。

このような傾向が強まっているのは、1990年代に多くの州で交付金の減額が行われ、基盤的経費の安定的な確保が困難になったことを理由としている。また、学生数の減少や違うタイプの大学への入学者の移動を経験している州もあり、基盤的な経費を確保するためには算定式の利用よりもむしろ増分主義的予算編成が好まれるようになってきている。

ただし、基盤的な経費を確保するためには、大学の教育・研究・社会サービス活動への州民の理解と支援が必要である。そのために、大学は活動の成果を社会に対して示すことが求められる。そこで、単に活動報告書を提出するレベルではなく、生産性(productivity)の指標を用いて大学の諸活動の成果を測定し、予算配分と連動させる動きが増加している。評価を何らかの形で予算と連動させている州は1997年の時点23州あり、なかでもパフォーマンスと予算を直接的に結びつけるパフォーマンス・ファンディングを実施している州は8州にのぼるといふ(山崎 1999, 2000, 2001)。特に、テネシーは1970年代後半よりパフォーマンス・ファンディングを算定式利用による予算編成・配分の一部分に導入している州として広く知られており、1997年には予算全体の4%がこの方式で配分されている。パフォーマンス・ファンディングの長所は大学の諸活動の成果の改善を促し、政治家や州民の信頼を高められる点にある。しかし、一方でその問題点として大学の自律性と州レベルの審査・統制とのバランス、質の測定の複雑性、大学の目標設定の適切性、評価指標の信頼性などが指摘されている。

## 2-2 イギリスの動向

イギリスでは、大学・高等教育カレッジへの交付金は議会の承認のもとに政府より配分される。その根拠となる財政需要を教育技能省(Department for Education and Skills)へ助言し、国务大臣の定める大綱的な基準に従って個々の大学への財政配分額を決定するのがイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに設置されている高等教育財政評議会(Higher Education Funding Council)である(館 2000, 安原 2000)。評議会は1992年継続・高等教育法によって新設され、1993年4月より活動を開始している。例えばイングランド高等教育財政評議会は、2003-04年に132の高等教育機関に対して資金配分を行っている。ただし、北アイルランドは雇用教育省(Department for Employment and Learning, Northern Ireland)が直接配分を行っている。

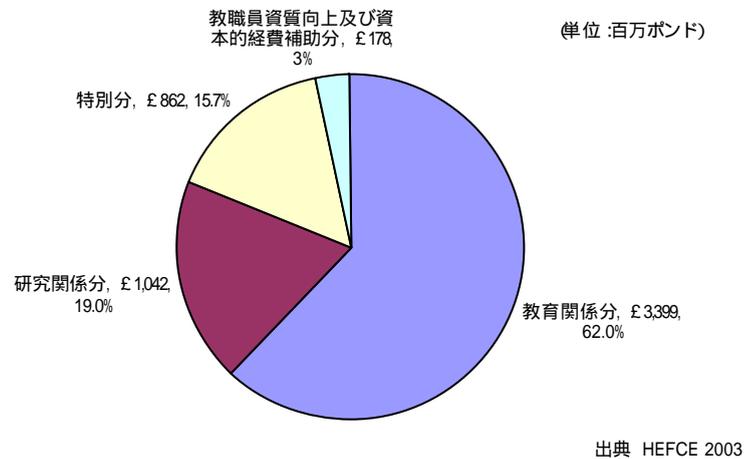
交付金は教育関係分、研究関係分、特別分、教職員資質向上及び資本的経費補助分の4つに分けられる。教育・研究関係分は定められた算定式によって配分額が決定されている。1996-97年に見直しが行われた結果、1997-98年より現在の研究関係分の算定方法が導入され、続いて1998-99年に新たな教育関係分の算定方法が導入されている。配分額は算定式によって算出されるが、ブロックグラント(block grant)として交付されるため、その用途は大学の自由である。また、学内の予算配分にも算定式を用いることは求められていない。なお、2003年には教育関係分の算定方式の見直しが再度予定されている(Higher Education Funding Council for England 2003)。

高等教育機関は様々な財源から収入を得ているが、イングランド全体で見ると財政評議会交付金は

39.4%，研究評議会 (Research Council) 交付金 4.8%，医療保険・病院関係を含む政府機関からの資金 5.3%，授業料等 23.3%のうち政府負担分 4.8%の 54.3%が政府資金から成り，残りは授業料等，事業収入，その他で構成されている。ただし，研究大学的な性格の強い大学ほど財政評議会交付金の比率が低く，研究評議会交付金の割合が高い傾向にあり，旧ポリテクニクから昇格した大学は財政評議会交付金と授業料収入の割合が高い。例えばオックスフォード大学の場合，財政評議会交付金は 28.8%，授業料収入等 12.3%に対し，研究評議会交付金 36.9%であるが，セントラル・ランカシャー大学の場合，財政評議会交付金 50.6%，授業料収入等 27.9%に対し，研究評議会交付金は 1.4%となっている (国立学校財務センター 2002)。

なお，2003-04 年度のイングランド高等教育財政評議会交付金の内訳は図 11-1 のとおりである。

図 11-1 イングランド高等教育財政評議会交付金(2003-04 年度)



< 教育関連分 >

次に，教育関係分の算定方法についてみてみよう。教育関係分は基本的に学生数に基づいて積算され，算定は次の 4 段階で行われる。

1) 標準教育関係経費(standard resources)の算出

$$\text{標準教育関係経費} = \text{ウエイト付きフルタイム換算学生数} \times \text{単価}$$

学生現員数を基本に就学形態，学年，修学期間を加味してフルタイム換算学生数を算出する (表 11-1(a))。これに専攻別ウエイト，修学期間，機関要素等の補正係数を掛け合わせて最終的なウエイト付きフルタイム換算学生数を計算する (表 11-1(b)-(f))。最後に単価を掛け合わせて経費を算出する (表 11-1(g))。

専攻・・・4 つの単価が設定され，単価比が専攻別学生数の補正係数として使用される。

医歯獣医学臨床：理工学等実験中心：実験・フィールドワーク：その他 = 4.5：2：1.5：1

就学形態 = フルタイム・サンドウィッチ (FTS)，パートタイム (PT)

学年 = 学士課程 (UG), 大学院教育課程 (Post Graduate Taught: PGT), 大学院研究学位課程 (Post Graduate Research: PGR)

修学期間 = 標準年限コース (S), 長期コース (L)

学生特性 = 25 歳以上の成人学生

機関要素 (ロンドン地区大学, 専門大学, 小規模大学, 老朽・歴史的建造物など)

2) 実質教育関係経費 (assumed resources) の算出

実質教育関係経費 = 前年度教育関係経費交付額 × 調整係数 + 当該年度授業料収入額

前年度の教育関係経費交付額を基礎にインフレ率などで調整を行い, さらに当該年度の授業料収入見込額を加えた合計額 (表 11-1 (h)-(k))。

3) 両者の比率の算出

比率 (%) = {(実質教育関係経費 - 標準教育関係経費) / 標準教育関係経費} × 100

4) 交付金の配分

実質教育関係経費と標準教育関係経費の差が ± 5% の許容範囲 (tolerance band) 以内であれば実質教育関係経費から授業料収入額を差し引いた額が交付される。この範囲を超えた場合は配分額や学生数が調整される。例えば, 表 11-1 の例では, A 大学は 5% 以内であるが, B カレッジは 5% を上回っているため調整が行われる。

表 11-1 A 大学と B カレッジの教育関係経費 (例)

	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)	(k)	(l)				
大学名	専攻 格別	就学 形態	修学 期間	FTE	ウエイト 付き FTE	25% × (b)	5% × (b)	10% × (b)	(b)+(c)+(d) + (e)	標準教育関 係経費 = (f) × £ 2,808	授業料 単価	授業料収入 額 (a) × (h)	前年度教育 関係経費交 付額	実質教育関 連経費 (i)+(j)	比率 (k)-(g) /(g)	
A大学	A	FTS	UG	S	200	(a) × 4.5 = 900	0	45	0	945	£ 2,653,560	£ 1,125	£ 225,000			
	B	FTS	UG	L	250	(a) × 2 = 500	125	25	0	650	£ 1,825,200	£ 1,125	£ 281,250			
	C	PT	UG	S	400	(a) × 1.5 = 600	0	30	0	630	£ 1,769,040	£ 830	£ 332,000			
	D	FTS	PGT	S	150	(a) × 1 = 150	0	7.5	0	157.5	£ 442,260	£ 2,940	£ 441,000			
計				1,000	2,150	125	107.5	0	2,382.5	£ 6,690,060		£ 1,279,250	£ 5,500,000	£ 6,779,250	1.3%	
Bカレッジ	B	FTS	UG	S	500	(a) × 2 = 1,000	0	0	100	1,100	£ 3,088,800	£ 1,125	£ 562,500			
	B	FTS	PGT	S	150	(a) × 2 = 300	0	0	30	330	£ 926,640	£ 2,940	£ 441,000			
	B	FTS	PGR	L	50	(a) × 2 = 100	25	0	10	135	£ 379,080	£ 2,940	£ 147,000			
	B	PT	UG	S	250	(a) × 2 = 500	0	0	50	550	£ 1,544,400	£ 830	£ 207,500			
	B	PT	PGT	S	50	(a) × 2 = 100	0	0	10	110	£ 308,880	£ 2,940	£ 147,000			
計				1,000	2,000	25	0	0	2,225.0	£ 6,247,800		1,505,000	£ 5,500,000	£ 7,005,000	12.1%	

A=医歯獣医学臨床 FTE=フルタイム換算  
B=理工学等実験中心 FTS=フルタイム, サンドウィッチ  
C=実験・フィールドワーク PT=パートタイム  
D=その他

UG=学士課程 L=長期コース  
PGT=大学院教育課程 S=標準年限コース  
PGR=大学院研究学位課程

< 研究関連分 >

イギリスでは研究費は財政評議会の研究関連経費と研究評議会 (Research Council) の研究経費の二本立てで大学に配分されている。前者は常勤スタッフの給与, 施設, 図書館, コンピュータ経費など経常的な研究費を配分し, 後者はプロジェクト経費を配分している (Higher Education Funding Council for England 2003)。2003-04 年度には, 財政協議会の研究経費は 10 億 4200 万ドルであったが, このうち, 10 億 2000 万ポンド (97.9%) が研究評価に基づく経費 (quality-related research funding: QR),

2000万ポンド(2.0%)が萌芽的研究(capability funding)へ配分されている。

研究評価に基づく経費は次の2段階で算定される。

1)研究関連経費総額の算出

研究関連経費総額 = フルタイム換算研究者数 × 研究分野別ウエイト × 単価

68 研究分野のフルタイム換算研究者数(常勤スタッフ : リサーチアシスタント : リサーチフェロー : FTE 大学院生 = 1:0.1:0.1:0.15)は、あらかじめ費用別に3つのカテゴリーに分類され、ウエイトがかけられる。ウエイトは分野別の研究費用比を用い、ハイコスト実験・臨床 : 中間コスト : その他 = 1.6 : 1.3 : 1.0となる。これに単価を乗じて総額を算出する。

2)大学別研究関連経費配分額の算出

大学別研究関連経費配分額 =

当該大学フルタイム換算研究者数 × 研究分野別ウエイト × 単価 × 研究評価

研究評価は財政協議会によって4,5年に一度行われる。評価の等級と交付金配分に使用されるウエイトの関係は 1:2:3b:3a:4:5:5\* = 0:0:0:0:1:2.793:3.357 となっている(2003-04年)。研究評価が1~3aの場合、交付金の配分は受けられない。

3. 諸外国の事例の援用にみる日本の国立大学予算の格差構造

3-1 運営費交付金の算定方式と客観的指標

以上のように、アメリカでは各経費の算定に定額方式、定率方式が使用されており、また、客観的指標も人と資金に関する様々な指標が用いられている。イギリスの場合、教育関連経費は学生数で、研究関連経費は研究員数で算定されており、明らかに人に関する指標が中心となっている。では、日本の運営費交付金の算定式とその指標はどのようになっているだろうか。文部科学省の提示している案から、算定に利用される客観的指標や、指標ではないが考慮される要素をみってみると以下のような(案は2002年10月現在)。

標準運営費交付金

管理運営に必要な経費

管理運営部門の常勤職員に係る人件費・・・職員数(学生数, 教員数等により算出)

大学の管理運営に係る物件費・・・所要経費(建物面積, 組織数, 学生数, 職員数等より算出)

学部・大学院学生等の教育に必要な経費

学部・大学院学生等の教育に必要な常勤職員に係る人件費・・・教員数, 職員数(学種別学生数, 標準教員数, 部局数から算出)

学生の教育に係る物件費・・・学生数 × 単価(学種別, 分野別)

研究に必要な経費

標準教員に係る基盤的な研究費・・・標準教員数 × 単価(分野別)

学生支援に必要な経費

学生寄宿舍の運営経費や保健管理費等の物件費・・・学生数 × 単価(学種別, 分野別)

## 特定運営費交付金

### 管理運営に必要な経費

標準職員以外の常勤職員の人件費・・・職員数

各大学の個別の実態に即した物件費・・・前年度管理運営経費，前年度特殊業務経費

### 特別事業に必要な経費

特別教員経費・・・教員数

特別教員に係る基盤的な研究費・・・教員数×単価

入学試験経費・・・前年度入学試験経費，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

特別設備費・・・当該年度特別設備費

特別奨励経費・・・当該年度事業経費

### 附属病院の運営等に必要な経費

常勤職員に係る人件費・・・職員数

管理運営経費・・・前年度管理運営経費，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

診療業務経費・・・前年度診療経費，前年度直接診療経費，当該年度直接診療経費

研修医等に係る教育経費・・・研修医・スタッフ数×単価，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

附属病院教員に係る基盤的な研究費・・・教員数×単価

特別奨励経費・・・当該年度事業経費，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

借入金償還経費・・・前年度償還計画に基づく元金，当該事業年度償還計画に基づく利息

### 附置研究所の運営等に必要な経費

常勤職員に係る人件費・・・職員数

管理運営経費・・・前年度管理運営経費，前年度特殊業務経費

附置研究所教員に係る基盤的な研究費・・・教員数×単価

特別奨励経費・・・当該年度事業経費，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

### 附属施設の運営等に必要な経費

常勤職員に係る人件費・・・職員数

管理運営費・・・前年度管理運営経費，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

附属施設教員に係る基盤的な研究費・・・教員数×単価

特別奨励費・・・当該年度事業経費，前年度特殊業務経費，当該年度特殊業務経費

以上のように，1)客観的指標として学生数，教員数，職員数を用いて算定式に従って算出する場合と，2)折衝の参考とするために前年度経費・当該年度所要経費等を用いる場合，の2通りあることが分かる。これらを2-1で取り上げたアメリカの3つの算定式のパターン「客観的指標×定額方式」「客観的指標×定率方式」「客観的指標×定額方式(人件費)」を参考に大まかに整理してみると以下

のようになる。

- ・ 人件費(標準・特定運営費交付金)・・・ 客観的指標×定額方式(人件費)
- ・ 物件費(標準運営費交付金)・・・ 客観的指標×定額方式
- ・ 物件費(特定運営費交付金・研究費)・・・ 客観的指標×定額方式
- ・ 物件費(特定運営費交付金・研究費以外)・・・ 該当なし

このように、標準運営費交付金は客観的指標に基づいて算定が行われるが、特定運営費交付金は人件費と物件費のうち研究費のみが教員数という客観的指標に基づいて算定されるのであり、残りはすべて指標を用いずに各大学の規模や地域等の事情によって個別に積算されることとなる。確かに、特定の教育施設の運営などは各大学の歴史・事情によって異なるが、特別事業に必要な経費や特殊業務に必要な経費などについて算定を行うのは文部科学省の裁量の範囲となる。指標によらない交付金がかなりの額にのぼった場合、予算配分の透明性・公平性という点で問題があるといえよう。

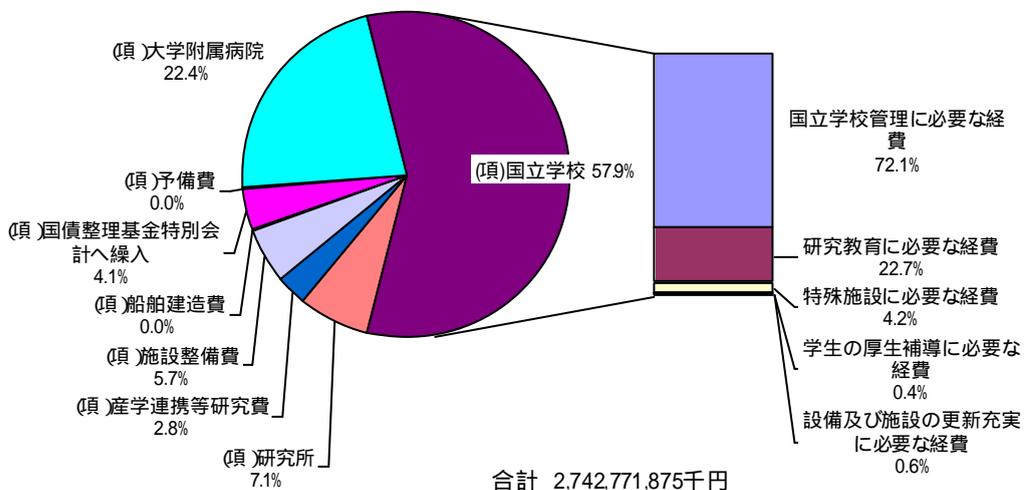
### 3-2 諸外国の算定式の現行予算への援用

#### 3-2-1 国立学校特別会計予算の構造

次に、アメリカ・イギリスの方式を日本の現行予算へ援用した場合、どのような状況となるかを検討してみよう。

具体的な検討に入る前に、現行予算の構造を確認しておく。図 11-2 は平成 13 年度の国立学校特別会計の内訳である。このうち約 6 割を占めるのが(項)国立学校予算である。この内訳を事項別に分類

図 11-2 国立学校特別会計（平成 13 年度）



すると、国立学校管理に必要な経費が約 7 割と最も高い。これはほとんどが人件費等の人に伴う経費にあたる。続いて多いのが研究教育に必要な経費で約 2 割にあたる。このうち約半分は教育研究基盤校費で構成されている。教育研究基盤校費は教官数積算分、学生数積算分、大学分に分かれているが、このうち前者 2 つは教官数、学生数に単価を乗じて予算額を積算する方法がとられており、客観的指標に基づくものである。この方式は 2000(平成 12)年度より導入されたものであり、それ以前は「教官当積算校費」「学生等積算校費」として積算されていた。特に、教官当積算校費は講座制をとる学部では講座を単位として非実験(人文、社会科学が主)、実験(自然科学系が主)、臨床(医、歯学系の臨床指導、研究)の区別に従い積算され、学科目制をとるところでは教授、助教授、助手ごとに教員数を単位として非実験、実験別に積算されてきた(国立学校特別会計研究会 1994)。なお、講座制をとる大学は旧帝国大学・学部、学科目をとる大学・学部はそれ以外の大学であり、後の 3-2-3 で掲載している表 11-3 の単価比にも表れているように、現在もなお配分額は非実験、実験ともに 2 倍程度の開きがある。

### 3-2-2 国立学校特別会計と学校経費調査の項目の対応

では、今回試算に用いる学校経費調査データと国立学校特別会計との対応関係についてみていこう。学校経費調査の第一の特色は、国立大学予算のうち国立学校特別会計部分のみを対象にしており、それを機関別(大学・短大・高専等、附属病院、附置研究所)に集計している点である。一般会計予算は対象外なので、文部科学本省より配分される経費や科学研究費補助金はデータに含まれていない。

また、国立学校特別会計のうち学校経費調査が対象とするのは以下の下線部の部分となる。

< 国立学校特別会計(歳出) >

(項) 国立学校・・・国立の大学、短期大学、高等専門学校、養護学校、国立大学・短大の大学附属  
または学部附属学校、メディア教育研究センター、大学評価・学位授与機構、  
国立学校財務センター

(項) 大学附属病院・・・国立の大学・学部・附置研究所に附属する病院、国立短大に附属する診療  
所、国立の看護学校、助産婦学校、診療放射線技師学校、歯科衛生士学校、歯  
科技工士学校

(項) 研究所・・・大学附置研究所、大学共同利用機関(メディア教育開発センターを除く 13 機関)

(項) 産学連携等研究費

(項) 施設整備費

(項) 船舶建造費

(項) 国債整理基金特別会計へ繰入

(項) 特別施設整備費

(項) 予備費

< 国立学校特別会計(歳入) >

- ( 款 ) 他会計より受入 ( 項 ) 一般会計より受入
- ( 款 ) ( 項 ) 借入金
- ( 款 ) ( 項 ) 附属病院収入
- ( 款 ) ( 項 ) 授業料及入学検定料
- ( 款 ) ( 項 ) 学校財産処分収入
- ( 款 ) ( 項 ) 特定学校財産処分収入
- ( 款 ) ( 項 ) 特別施設整備資金より受入
- ( 款 ) 雑収入 ( 項 ) 産学連携等研究収入 ( 項 ) 雑収入
- ( 款 ) ( 項 ) 前年度剰余金受入
- ( 款 ) ( 項 ) 積立金より受入

学校経費調査の第二の特色は、データの集計方法にある。本データは、国立学校特別会計の事項別支出を実際の用途に基づいて再集計して記載している。国立学校特別会計では予算を事項別、用途別（人件費・物件費）に集計するが、学校経費調査ではこれらを消費的支出（人件費、教育研究費、管理費、補助活動事業費、所定支払金、その他）と資本的支出（土地費、建築費、設備備品費、図書購入費）に分類・集計しているところに特徴があり、コスト構造の実態を分析するのに適した形となっている。

では、国立学校特別会計と学校経費調査は具体的にどのような対応となっているのだろうか。表 11-2 は、先にあげた国立学校特別会計の項のうち、国立大学分に関連する経費を取り上げて学校経費調査との対応関係を調査したものである<sup>1</sup>。

学校経費調査の費目は行に、国立学校特別会計の項と目は列に記載し、それぞれ対応関係があるものには丸印をつけている。例えば、学校経費調査の人件費（本務教員の給与）をみると、国立学校特別会計の職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、休職者手当、児童手当から構成されていることがわかる。また、教育研究費をみてみると、職員旅費等の旅費に関する科目、校費、電子計算機等借料、招へい外国人滞在費、奨学交付金、産学連携等研究費などから構成されていることがわかる。

各大学の担当者は、学校基本調査の費目に従って国立学校特別会計を再集計し、全学と学部等の2種類の歳出決算データと全学の歳入決算データを作成する。全学歳出データは、大学、附属病院、附置研究所、その他各種附属学校別に記載され、学部等データは大学分のみ決算額を学部別に記載することになっている。次に、諸外国の例を踏まえながら客観的指標を設定し、実際にこれらのデータを用いて現行の国立大学予算に算定式を援用して資金配分を行った場合、どのような状況となるかについて検討を行ってみよう。



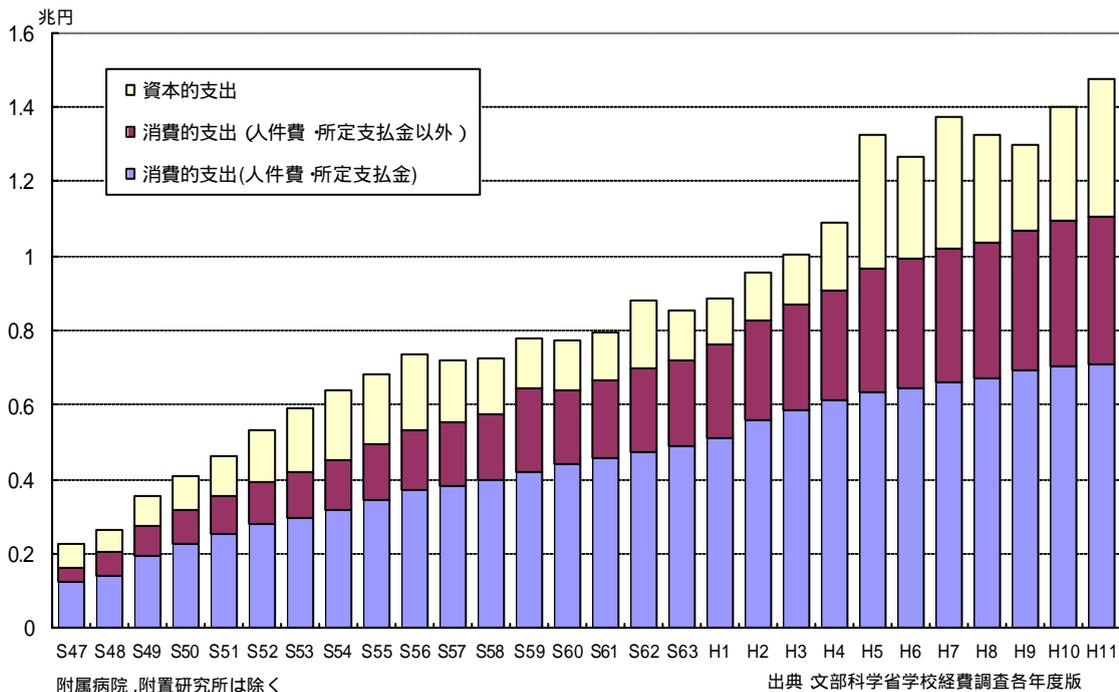
3-2-3 客観的指標の選定・補正と単位費用の推計

試算を行うには、まずどの経費を対象とするかを決定し、客観的指標と具体的な算定式を設定しなければならない。アメリカの場合は支出費目ごとに、また、イギリスの場合は教育経費、研究経費のそれぞれに客観的指標を設定し、算定式を定めている。ただし、今回用いる学校経費調査の場合、教育研究費を教育と研究に分けることは不可能であり、また、標準・特定運営費交付金で示されているように人件費・物件費の双方を含み込んだデータを作成することも困難である。そこで、図 11-3 のように消費的支出(人件費・所定支払金)、消費的支出(人件費・所定支払金以外)、資本的支出の 3 つに分類し、消費的支出(人件費・所定支払金以外)を対象にして推計を行うこととした。つまり、物件費のうち資本的経費を除いた経常的な経費部分が対象となり、国立大学予算(特別会計分)の約 3 割を対象とすることになる。また、客観的指標は学生数を用いることとする。算定式は以下ようになる。

$$\text{消費的支出(人件費・所定支払金以外)} = \text{専攻補正学生数} \times \text{定額}$$

次に、定額(単位費用)の設定についてであるが、単位費用に関するわが国の先行研究には、単位教育費用と授業料の適正水準の関係を分析した研究や、国立大学と私立大学の教育研究条件の違いを単位費用の比較によって検討した研究がある(金子 1994, 加藤 1998, 米澤・吉田 2001)。しかし、単位費用は、学生一人を教育するのに必要となる経費を推計したり、教育研究条件を比較したりする指標とする以外にも、今回取り上げているように実際の予算配分に使用される要素としての性格もある。そこで、本稿では学校経費調査と学校基本調査の学生数を用いて便宜的に単位費用を算出することとした。

図 11-3 国立大学予算の推移(国立学校特別会計分)



データの処理

推計に用いるデータは平成 8 年度分である。データのうち、本部・図書館等経費は事前に学生数に応じて各大学・学部データに按分する。これは、本部等の経費に用いられる全学共通経費の控除のルールが大学ごとに異なるので、学部分として計上されている経費にばらつきがあるためである。これをクリアーするために按分処理が必要となる。また、教養部に在学する学生は当該大学の各学部学生数に応じて按分処理する。それから、大学院研究科のうち学部と対応関係が不明なものについては今回除外した。また、夜間部の学生は 1 として含めたが、科目等履修生は含めていない。

専攻補正係数

次に専攻補正係数は、表 11-3 のように平成 8 年度に使用されていた学生当積算単価の単価比を用いることとする(財務データが平成 8 年度であるため)。文部省(当時)がどのような基準で学生当積算単価をこの水準に設定しているのかは不明だが、文科の学部生を 1 とすると、博士課程の理科の学生は 9.82 となる。これは平成 8 年から 11 年度の間はほぼ一定である。

表 11-3 教官等積算校費と学生当積算校費の単価の推移

区 分	単価の推移					単価比				
	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12
教育研究基盤校費										
教官数積算分										
大 学 等										
教 授					612,800					3.79
助 教 授					328,000					2.03
助 手					161,700					1.00
学生数積算分										
大 学 院										
博士課程					139,300					5.34
修士課程					97,300					3.73
大学学部					26,100					1.00
教官当積算校費										
講 座 制										
非実験	2,072,000	2,080,000	2,038,000	2,038,000		1.98	1.99	1.99	1.99	
実験	8,106,000	8,138,000	7,975,000	7,975,000		2.19	2.19	2.19	2.19	
臨床	8,798,000	8,833,000	8,656,000	8,656,000						
学 科 目 制										
非 実 験						1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
教授	617,000	619,000	607,000	607,000						
助教授	337,000	338,000	331,000	331,000						
助手	180,000	181,000	177,000	177,000						
実 験						1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
教授	2,105,000	2,113,000	2,071,000	2,071,000						
助教授	1,264,000	1,269,000	1,244,000	1,244,000						
助手	335,000	336,000	329,000	329,000						
学生当積算校費										
大 学 院										
博 士										
文科	155,500	156,100	153,000	153,000		5.34	5.35	5.35	5.35	
理科	285,900	287,000	281,300	281,300		9.82	9.83	9.84	9.84	
修 士										
文科	108,600	109,000	106,800	106,800		3.73	3.73	3.73	3.73	
理科	200,100	200,900	196,900	196,900		6.88	6.88	6.88	6.88	
大 学										
文科	29,100	29,200	28,600	28,600		1.00	1.00	1.00	1.00	
理科	58,100	58,300	57,100	57,100		2.00	2.00	2.00	2.00	

出典 文部省内大学事務研究会編集『実践大学事務執務ハンドブック』第一法規、2174頁(2001年1月現在)。

単価比は筆者が作成

教官当積算校費の学科目制については教官を単位として積算されているが、ここでは講座制との比較のため次の構成員をとるものとして学科目単位で額を算出し、その単価費を掲載した。(非実験)教授1,助教授1,助手0.5,(実験)教授1,助教授1,助手1。

また、文科・理科の区分は以下のとおりである。同一学部に文科と理科の学科を有する場合もあると思われるが、ここでは便宜的に以下のように分類した。

(文科)

文, 外国語, 人文, 国際文, 社会, 法, 法経, 経済, 経営, 商, 行政社, 社会情, 教育, 学校教, 美術, 音楽, 教養学部, 文教育, 法文, 発達科, 人間科, 人文社, 国際

(理科)

理, 工, 基礎工, 工芸, 芸術工, 電気通, 工学資, 情報工, シス工, 農, 園芸, 畜産, 水産, 獣医, 繊維, 生物生, 生物資, 生物資, 医, 歯, 薬, 看護, 商船, 生活科, 生活環, 体育, 理工, 総合科, 生命理工, 総合人, 情報文, 図書館, 環境理, 情報, 総合理

以上のデータから単位費用を推計すると次のようになる。

$$\begin{aligned} \text{単位費用} &= \text{人件費} \cdot \text{所定支払金を除く消費的支出} / \text{専攻補正学生数} \\ &= \text{人件費} \cdot \text{所定支払金を除く消費的支出} / (\text{文科学部} \times 1 + \text{文科修士} \times 3.73 + \text{文科博士} \times 5.34 \\ &\quad + \text{理科学部} \times 2 + \text{理科修士} \times 6.88 + \text{理科博士} \times 9.82) \\ &= 281805188 \text{ 千円} / (209693 \times 1 + 15410 \times 3.73 + 4313 \times 5.34 + 258249 \times 2 + 44399 \times 6.88 + \\ &\quad 24434 \times 9.82) \\ &= 208,419 \text{ 円} \end{aligned}$$

### 3-2-4 単位費用を用いた各大学への現行予算の配分試算

次に、算出した単位費用と専攻補正学生数を用いて各大学・学部へ予算の再配分を行い、実際に平成 8 年度に各大学・学部に配分された予算との差額を検討してみる。各大学への配分額は以下の式によって算出する。

$$\begin{aligned} \text{各大学学部への再配分予算額} &= \text{各大学学部専攻補正学生数} \times \text{単位費用} \\ &= (\text{文科学部} \times 1 + \text{文科修士} \times 3.73 + \text{文科博士} \times 5.34 + \text{理科学部} \times 2 + \text{理} \\ &\quad \text{科修士} \times 6.88 + \text{理科博士} \times 9.82) \times 208,419 \text{ 円} \end{aligned}$$

図 11-4 は、上記の式によって算出した予算額を各大学・学部へ再配分したシミュレーションの結果である。平成 8 年度の実際の配分額を基準として、再配分額がどの程度基準額を超過しているかをグラフで示した。また、国立大学の分類は、旧制度下における種別と現在の学部構成をもとに 17 類型に分類した吉田文(2002)の区分に従った<sup>2</sup>。

試行の結果、図からも明らかなように、大学類型ごとに予算差額に一定の傾向があることが明らかになった。予算配分に共通の指標・算定式を用いた場合、旧帝大, 単科旧官大, 新設大(医), 新設大(教)は予算が不足する。反対に、旧官大(医あり), 新制大, 旧女高師, 旧専門(工)は現行の予算よりも多く配分される。つまり、人件費, 物件費の資本的支出を除いた経常的な支出のみを対象にして、共通の客観的指標である学生数を用いて一律に配分を行った場合、従来配分されていた予算がなくなる大



学と追加予算が配分される大学が存在することになる。この理由はなぜだろうか。

まず、第一に考えられるのは、基準となっている平成 8 年度予算の水準である。旧帝大や単科旧官大、新設大(医)、新設大(教)は、他類型の大学と比較して、従来から潤沢な予算が配分されていたという可能性である。それには、学生教員比率が良い、つまり教員数が多いために必然的に配分額が高くなる校費や旅費といった項目も含まれるだろうし、重点的に配分されている予算もあるだろう。また、先にもあげたが、講座制と学科目制の違いにより積算校費の配分額に差が生まれている場合もある。さらに、大学独自の収入の面では、旧帝大や単科旧官大が他の類型の大学よりもよい状況にあることはよく知られている。

第二に、大学院生比率と学部構成の影響が考えられる。同じ大学類型の中でも超過割合がかなり大きく異なっているのは新制大のグループである。新制大は人文、社会、自然、医の 4 領域すべての学部を持つ総合大、2 または 3 領域を満たす複合大学の 2 つにわかれ、後者はさらに医学部の有無によって 2 つにわかれる。3 つの類型のなかでは、新制大(複合・医あり)のタイプの超過率が最も低いだが、これは医学部があることで他学部の超過率をかなり押さえているためと考えられる。

また、同じ大学類型のなかでも超過率にかなりの大学間格差があるのは新制大(複合・医なし)である。これは、学部構成と関係があると考えられる。超過率の低い大学は人文や社会系学部が中心であり、反対に超過率の高い大学は自然系学部が中心の大学である。算定に用いた理科系の学生の補正係数は学部、修士、博士のそれぞれが文科の 2 倍となっているので、理科系学部・大学院生を多く持つ大学はより多くの予算が配分されることになる。

なお、試算をより精緻化していくには文科と理科のほかに医科や教育などの区分を設けて、もっと細かく学部や学問分野をわけていくことが考えられる。今回用いた係数では、医歯薬学系の学生と体育や商船系の学生がすべて同じ扱いとなっているし、また、文系に分類した教育学部は実験系と非実験系が混在しており、適切な係数となっていない可能性がある。

#### 4 おわりに - 何のための算定式か -

以上、本稿では、諸外国の事例を踏まえながら、それを日本に援用し、現行予算の配分を行った際にどのような状況が生ずるのかについて検討を行った。同じ指標・算定式を用いて配分を行った場合、たとえそれが人件費・資本的経費を除いた経常的な物件費のみを対象としたものであっても、かなりの大学間格差となって現れることが明らかになった。それは、従来からの予算レベルに格差があったことに加えて、教員数、学生数、大学院規模、大学独自の収入などの様々な要因が複雑に絡み合って生じたものだと考えられる。新たな運営費交付金では、標準運営費交付金の配分に客観的指標が用いられるため大学間の格差はつきにくいと思われるが、この格差構造を維持するために特定運営費交付金が使用される可能性はあると考えられる。ただし、この割合が高ければ、予算の透明性と公平性という点で各大学からの支持は得られないであろう。

そもそも、なぜ運営費交付金の配分に算定式が必要なのだろうか。Mckeown は算定式のメリットとし

て「客観的で公正な配分」を挙げている。透明性の高い配分が行われれば、政治的な争いや大学によるロビイングを減少させることが可能になるし、また、このようなシンプルな方式は関係者にとって理解しやすい。しかし、そのデメリットとして大学間格差を永続させてしまう可能性があることも指摘している。それは、この方法が前年度や前々年度といった過去のデータを基礎に交付金額を算定するからである。それを回避するためには質的なデータに基づく成果評価とそれに付随して配分される予算部分があることもまた同時に必要であろう。しかしながら、まずは、大学が教育・研究・社会サービス活動を展開していくために、その基礎となる財源を公正かつ安定的に供給する方法が検討されることが重要である。

今後、法人化によって新しい運営費交付金の算定方式が導入されることになるが、これは、法人化後も引き続いて争点となっていくと思われる。大学教育と研究の質の向上を支える予算配分システムとはいかなるものか、検討が続けられなければならないだろう。

(付記：本稿は「国立大学予算の配分システム 運営費交付金の算定方式を中心に」平成12-14年度科学研究費補助金(特別研究促進比(1))研究成果報告書『国立大学の財政・財務に関する総合的研究』292-307頁、に加筆したものである)

#### <注>

- 1 国立学校特別会計と学校経費調査の対応関係の調査にあたっては、広島大学総務部・経理部および山口大学経理部の協力を得た。ここに記して謝意を表したい。なお、大学附属病院、附置研究所の歳出科目、各大学の歳入科目の対応については吉田(2003)を参照のこと。
- 2 吉田文(2002)は国立大学を旧制度下における種別と現在の学部構成をもとに17の類型に分類し、その人的な構成と財政規模の特性を検討している。

#### <参考文献>

- Harrold, R. 1998, "Resource Allocation." Husen, T., Postlethwaite T. N., Clark, B. R., Neave, G. (eds.) Education: The Complete Encyclopedia, Pergamon.
- Higher Education Funding Council for England 2003, Funding higher education in England: How HEFCE allocates its funds.
- Meisinger, R. J. 1994, College and University Budgeting: An Introduction for Faculty and Academic Administrators, Second Edition, National Association of College and University Business Officers.
- Moss, C. E. & Gaither, G. H. 1976, "Formula budgeting: Requiem or renaissance?" Journal of Higher Education, 47, pp.550-576.
- Layzell, D. T. & Lyddon, J. W. 1990, Budgeting for Higher Education at the State Level: Enigma, Paradox, and Ritual, ASHE-ERIC Higher Education Report No.4, The George Washington University.
- Mckeown, M. P. 1996, "State Funding Formulas: Promise Fulfilled?" Honeyman, D. S., Wattenbarger, J. L. & Westbrook, K. C. (eds.) A Struggle to Survive: Funding Higher Education in the Next Century, Corwin Press.

Mckeown, M. P. 1999, Financing Higher Education: An Annual Report from the States, State Higher Education Executive Officers.

Mckeown, M. P. 2000, Financing Higher Education in the New Century: The Second Annual Report from the States, State Higher Education Executive Officers.

Mckeown, M. P. 2001, Financing Higher Education in the New Century: The Third Annual Report from the States, State Higher Education Executive Officers.

University of California Office of the President 2001, 2002/2003 Budget for Current Operations.

阿曾沼明裕 1993, 「国立大学に対する政府財政支出の構造変化」『大学論集』第 23 集, 311-328 頁。

阿曾沼明裕・金子元久 1993, 「「教官等積算校費」と「科研費」 戦後学術政策への一視覚」『教育社会学研究』第 52 集, 139-156 頁。

阿曾沼明裕 1996, 「国立大学財政の戦後的構造 財政構造の閉鎖性と開放性」『大学研究』第 14 集, 139-156 頁。

阿曾沼明裕 1999, 「国立大学における研究費補助のパターン変化 「特定目的化」と「競争化」」『高等教育研究』第 2 集, 135-156 頁。

阿曾沼明裕 2003, 『戦後国立大学における研究費補助』多賀出版。

大住莊四郎 2002, 『パブリック・マネジメント - 戦略行政への理論と実践』日本評論社。

加藤毅 1998, 「大衆化時代の国立大学の費用負担 研究コストが転化された教育コスト」平成 7-9 年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(1))研究成果報告書『高等教育のシステムと費用負担』62-74 頁。

金子元久 1994, 「国立大学授業料の理念と現状」平成 3-5 年度文部省科学研究費補助金(総合研究 A)研究成果報告書『高等教育費の費用負担に関する政策科学的研究』17-37 頁。

神山正 1995, 『国立学校特別会計制度史考 - 国立学校特別会計制度 30 年の歩み』文教ニュース社。

国立学校財務センター 2000, 『国立大学財政システム改革の課題 中間まとめ』。

国立学校財務センター 2000, 『大学の設置形態と管理・財政に関する国際比較研究 第一次中間まとめ』。

国立学校財務センター 2001, 『欧米主要国の大学ファンディング・システム』。

国立学校財務センター 2002, 『欧米主要国における大学の設置形態と管理・財政システム』。

国立学校特別会計研究会 1994, 『国立学校特別会計三十年のあゆみ』第一法規。

国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 2002, 『新しい「国立大学法人」像について』。

大学教育研究会監修 2001, 『全国大学一覧』。

館明 2000, 「大学評価の意義と大学の未来」『高等教育研究』第 3 集, 43-61 頁。

細井克彦 2003, 『戦後日本高等教育行政研究』風間書房。

文教予算事務研究会編 2001, 『国立学校特別会計予算執務ハンドブック』平成 13 年度版, 第一法規。

文部科学省 2002, 「国立大学法人(仮称)運営費交付金算定基準(案)」(未定稿)。

安原義仁 2000, 「第三者評価で大学はどう変わるか - イギリスの経験から -」米澤彰純編『大学評価の動向と課題』高等教育研究叢書 62, 広島大学大学教育センター, 29-40 頁。

山崎博敏 1998, 「アメリカの州立大学における評価に基づく資源配分」『IDE - 現代の高等教育』No. 405, 民主教育協会, 75-80 頁。

山崎博敏 2000, 「アメリカの州立大学におけるパフォーマンス・ファンディング」米澤彰純編『大学評価の動向

と課題』高等教育研究叢書 62, 広島大学大学教育センター, 12-28 頁。

山崎博敏 2001, 「アメリカの州立大学における教育評価 - 大学・州・全国レベルでの機構 - 」『大学論集』第 32 集, 広島大学高等教育研究開発センター, 131-145 頁。

吉田文 2002, 「国立大学の諸類型」『国立大学の構造分化と地域交流』国立学校財務センター研究報告第 6 号, 183-193 頁。

吉田香奈 2003, 「国立大学予算の配分システム 運営費交付金の算定方式を中心に 」平成 12-14 年度科学研究費補助金(特別研究促進比(1))研究成果報告書『国立大学の財政・財務に関する総合的研究』292-307 頁。

米澤彰純・吉田香奈 2001, 「日本型マス高等教育の財政構造」平成 10-12 年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(1))研究成果報告書『高等教育政策と費用負担 政府・私学・家計 』79-97 頁。